

one paretto (ワンパレット)

Apple Pay特約

「one paretto」でApple Payを利用する際の注意事項をまとめた特約です。ご利用前に特約内容をよく読み、同意のうえでご利用ください。

利用可能な決済や限度額は、one parettoの設定に準じます。Google Payの利用状況が不適切と判断された場合は、銀行側で利用を制限することがあります。



Apple Pay 特約

第1条（適用範囲）

1. 本特約は、Apple Pay を申込した one paretto 会員（以下、「会員」といいます）と株式会社北國銀行（以下、「銀行」といいます）との間の、本サービスの利用に関する特則を定めることを目的とします。
2. 会員は、本特約に記載のすべての事項に同意する必要があります。会員は、Apple Pay の利用にあたり、予め本特約を精読し、理解した上で同意するものとします。
3. 会員が Apple Pay を利用した場合、会員は本特約を読み、理解し、かつこれに従うことに同意したものとみなされるものとします。
4. 前二項に従って銀行と会員との間に、Apple Pay の利用契約が成立します（以下、「本サービス利用契約」といいます）。
5. 本特約の条項と「one paretto 利用規約」および「one paretto カード会員規約」、これに付随または関連する特約（以下、これらを総称して「会員規約等」といいます）の条項とが矛盾または抵触する場合には、本特約の条項が優先的に適用されるものとします。

第2条（定義）

1. 本特約において以下の各号の用語は、本特約に別段の定めがある場合を除き、当該各号記載の意味を有するものとします。
 - (1) 「Apple Pay」とは、会員の申込みに基づき Apple Pay 利用可能決済およびそれに関連する機能やサービス等を、AppleInc.（以下、「Apple」といいます）が提供するアプリケーションや機能等を用いて会員が利用できるサービスです。
 - (2) 「one paretto」とは、銀行が会員に対して会員規約等に基づき提供するサービスおよび機能の総称とします。
 - (3) 「Apple Pay 対応デバイス」とは、会員が Apple Pay を利用できる Apple 所定の Apple Pay 対応機器の総称または会員が Apple Pay 利用申込みを実際に行った Apple Pay 対応機器とします。
 - (4) 「Apple Pay 利用可能決済」とは、Apple Pay 利用申込みにより会員が利用できる決済サービスとします。
 - (5) 「Apple Pay 会員情報」とは、Apple Pay 利用申込みまたは利用にあたり必要な本人確認情報およびトークン等の情報とします。
 - (6) 「トークン」とは、Apple Pay 対応デバイスに発行される Apple Pay 利用可能決済に用いられる専用の番号で、銀行が会員に対して発行するカード番号とは異なる会員番号とします。

第3条（Apple Pay 利用申込み）

1. Apple Pay の利用を希望する会員は、会員自らが、本特約に同意の上で Apple および銀

行所定の方法により Apple Pay 利用申込みを行うものとします。

2. 銀行は、Apple Pay 利用申込みを行った会員のうち、銀行が銀行所定の基準により適格と認めた会員を Apple Pay 利用者として認め、Apple Pay 対応デバイスにトークンを発行し、Apple Pay の利用を可能とします。

3. 会員は、Apple Pay 利用申込みに先立ち、自己の責任および費用負担において、自己が管理する Apple Pay 対応デバイスの準備、携帯電話通信事業者等とのインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保ならびにその他 Apple Pay 利用申込みおよび Apple Pay の利用に必要な準備を行うものとします。

第4条（Apple Pay 利用可能決済）

1. Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済およびその利用方法等については銀行所定の方法（銀行ホームページへの掲載等）によってお知らせします。

2. Apple Pay 対応デバイスのモデルにより、Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済は異なります。なお、銀行は、Apple Pay 利用者が利用できる Apple Pay 利用可能決済につき事前の予告なく追加、変更することができるものとします。

3. Apple Pay 利用可能決済の加盟店での利用にあたり、当該加盟店が複数の Apple Pay 利用可能決済に対応しており、かつ、それらのいずれかを指定できる場合、Apple Pay 利用者は、実際に利用する決済サービスを自ら指定して利用するものとします。

第5条（Apple Pay 利用可能額および利用代金の支払い）

1. Apple Pay 利用者は、one pareto の利用可能額の範囲内で Apple Pay 利用可能決済を利用できるものとします。

2. 銀行は、Apple Pay 利用者が前項に定める利用可能額の範囲を超えて Apple Pay 利用可能決済を利用した場合または利用しようとした場合、利用可能額の範囲内であっても短時間に換金性商品を連続して購入する等、利用状況が不審な場合、もしくは延滞が発生する等の利用代金の支払状況等の事情によっては、Apple Pay 利用可能決済の利用を一時的にお断りすることがあります。

3. Apple Pay 利用者は、本特約に基づく Apple Pay の利用可能決済の利用に関する一切の債務を、会員規約等に従い、one pareto の利用代金として、one pareto のその他の利用代金等と合算して支払うものとします。

4. Apple Pay 利用者が本条に定める利用可能額を超えて Apple Pay を利用した場合も、Apple Pay 利用者は、当然にその支払の責任を負うものとします。

第6条（Apple Pay の有効期限等）

1. Apple Pay の有効期限は、銀行所定の方法（銀行ホームページへの掲載等）によって公表する通りとします。

2. Apple Pay 利用者は、前項の有効期限経過後も Apple Pay の利用を希望する場合、再度第3条第1項および第2項の手続きをすることで、Apple Pay を利用することができます。ただし、銀行が銀行所定の方法により、上記手続きを経ず Apple Pay の有効期限を自動で更新する場合があります。
3. Apple Pay 利用者は、Apple Pay の有効期限内であっても、Apple および銀行所定の方法により Apple Pay の一時停止または解約をすることができます。
4. Apple Pay の有効期限内であっても、one pareto を解約または会員資格を喪失した場合、Apple Pay は解約されます。
5. Apple Pay の有効期限内であっても、以下各号に該当する場合には、Apple Pay は解約されることがあります。
 - (1) one pareto の紛失、one pareto 情報の漏えい、または Apple Pay 対応デバイスの紛失等により不正利用の恐れが生じた場合
 - (2) one pareto の再発行および他の one pareto への切替等によりカード情報が変更される場合
 - (3) Apple 所定の事由または Apple Pay 対応デバイスの故障等により、Apple Pay 対応デバイス内の Apple Pay 会員情報が削除された場合
 - (4) その他、銀行が解約に値すると判断した場合

第7条（Apple Pay の一時停止・解約等）

1. 銀行は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay 利用可能決済の一時停止または解約をすることができるものとします。
 - (1) Apple Pay 利用者が本特約もしくは会員規約等に違反したまたは違反するおそれがあると、銀行が判断した場合
 - (2) Apple Pay の利用状況または one pareto の利用状況が不適當（銀行所定の期間 Apple Pay の利用がないことを含みます）または不審であると、銀行が判断した場合
 - (3) Apple Pay 会員情報、Apple Pay 対応デバイスまたは one pareto が第三者によって拾得される等、銀行が認識した事由に起因して Apple Pay の不正利用の可能性が生じたと銀行が判断した場合
2. 銀行は、以下各号のいずれかに該当する場合には、Apple Pay 利用者に対する事前の通知なく、Apple Pay の一部または全部を一時的に停止または中止できるものとします。
 - (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、Apple Pay 対応デバイス等の異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、Apple Pay の一部または全部の利用が困難であると Apple または銀行が判断した場合
 - (2) その他、コンピュータシステムの保守等、やむを得ない事情で Apple Pay の一部または全部の一時停止または中止が必要と銀行が判断した場合

3. 銀行は、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、銀行が必要と認めた場合には、Apple Pay 利用者に銀行が指定する書面の提出及び申告を求めることができるものとし、また同法に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国または地域においては Apple Pay 利用可能決済の利用を制限することができるものとしめます。
4. 本条第 1 項から第 3 項までに定める事由またはこれらに類似する事由による Apple Pay の一部または全部の一時停止・解約・中止・利用制限等により Apple Pay 利用者に生じた損害につき、銀行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切の責任を負わないものとしめます。

第 8 条（善管注意義務、禁止事項等）

1. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスを善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、本人以外の第三者に Apple Pay の利用をさせもしくは利用のために占有を移転させてはなりません。
2. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスにつき、その修理等による第三者への一時的な預入または第三者への譲渡、貸与、担保提供等もしくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、事前に Apple Pay を解約しなくてはなりません。
3. Apple Pay 利用者は、理由の如何を問わず Apple Pay を解約したもしくは銀行により解約された場合、Apple および銀行所定の方法により、Apple Pay 対応デバイスに保存されている Apple Pay 会員情報が削除されていることを確認しなくてはなりません。
4. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスに保存されている Apple Pay 会員情報を一切偽造・変造・複製・解析等をしてはなりません。
5. Apple Pay 利用者が前 4 項に違反し、その違反に起因して Apple Pay が不正に利用された場合、Apple Pay 利用者 Apple Pay を解約済みか否かを問わず）は、Apple Pay 利用可能決済の利用代金及び銀行へ生じた損害についてすべて支払いの責任を負うものとしめます。
6. Apple Pay 利用者は、以下各号のいずれかに該当する場合に生じるすべての責任を負うものとしめます。なお、この責任には Apple Pay 利用可能決済による利用代金の支払責任を含みます。
 - (1) Apple Pay 対応デバイスの紛失・盗難・詐取・横領等（以下、総称して「紛失・盗難等」という）により第三者に Apple Pay を不正利用された場合
 - (2) Apple Pay 会員情報の紛失・盗難等により第三者に Apple Pay もしくは Apple Pay 会員情報を不正利用された場合
 - (3) その他前 2 号に準じる事由で、第三者に Apple Pay もしくは Apple Pay 会員情報を不正利用された場合
7. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 対応デバイスまたは Apple Pay 会員情報が紛失・盗難等にあった場合、速やかに自身で Apple および銀行所定の方法により Apple Pay を一時

停止または解約し、最寄警察署に届出るものとします。この場合、銀行へその旨を銀行所定の方法にて届け出いただく場合があります。

第9条（免責）

1. Apple Pay 利用者は、以下各号に定める場合またはその他合理的な理由により Apple Pay の一部または全部を利用できない場合であっても、銀行は一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。
 - (1) Apple Pay 対応デバイス等の仕様・品質等、その他の Apple が Apple Pay に関連して提供する技術・サービス・製品等に関する障害等による場合
 - (2) Apple により Apple Pay 対応デバイスのモデルが変更される等、Apple による仕様変更がなされた場合
 - (3) Apple Pay 利用者が第3条に定める Apple Pay 利用申込み手続きを完了しなかった場合
 - (4) 本特約に定める、Apple Pay の一時停止・解約・中止・終了・利用制限等の場合
 - (5) Apple Pay 利用可能決済の各決済サービスに対応した加盟店の端末機またはシステムの故障等及び、Apple Pay 対応デバイスと端末機との通信状態の不具合等の場合
 - (6) その他、会員規約等および本特約に定める場合
2. Apple Pay 利用者は、Apple Pay 利用者が Apple Pay 利用申込みまたは利用したことにより、Apple Pay 対応デバイスの各種機能または Apple Pay 対応デバイス内に保存された各種データ等に何らかの悪影響がおよび、Apple Pay 利用者または第三者に損害が発生した場合で、銀行に故意または重過失がない場合、銀行は一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

第10条（損害の補てん）

1. 会員は、Apple Pay 対応デバイスまたは Apple Pay 会員情報の紛失・盗難等により第三者に Apple Pay または Apple Pay 会員情報を不正利用された場合であっても、当該利用に起因する一切の事項につき責任を負うものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、第三者による one paretto 利用情報および Apple Pay 会員情報の不正使用について、会員規約等に定める条件を満たす場合は、one paretto カード利用規定が適用されるものとします。なお、Apple Pay 会員情報の不正使用についての one paretto カード利用規約第18条第2項適用にあたっては、同条の「カード情報」に Apple Pay 会員情報が含まれるものとして扱います。

第11条（非保証）

銀行は、Apple Pay に関連するか否かに関わりなく、Apple が提供または配布する製品・技術・アプリケーション等の品質・機能等につき、何ら保証するものではありません。

第 12 条（Apple Pay の終了および停止）

Apple Pay 利用者は、Apple または銀行が以下各号のいずれかに該当すると判断した場合、事前の通知なく Apple Pay を終了または一時停止する場合があることを予め承諾するものとします。なおこの場合、銀行はその責めに帰すべき事由がある場合を除き、一切責任を負わないことにつき、予め承諾するものとします。

- (1) Apple Pay 対応デバイスまたはこれにインストール・保存されたデータ等に不具合等があった場合
- (2) 銀行または Apple の業務の遂行上重大な支障がある場合
- (3) その他銀行または Apple が、Apple Pay の終了または一時停止が必要と判断した場合

第 13 条（本特約の変更、承諾）

1. 本特約の各条項およびその他の条件は、金融情勢、法令その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、Apple Pay 対応デバイス上または銀行ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める日から適用されるものとします。

ご不明点には、24時間365日対応可能なチャットボットや
「よくあるご質問」もご活用ください。

one paretto専用チャットボット

ワンパレット お問い合わせ

検索



one parettoのよくあるご質問

ワンパレット よくある質問

検索



この他のお問い合わせ方法は、one parettoアプリのメニュー内にあるボタン「よくある質問・
お問い合わせ」よりご確認ください。